

千葉県ドローンフィールド利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県が設置するドローンフィールドの利用に関し、手続、基準等を定めることにより、フィールドの適切な運用と周辺の安全性の確保を図り、もってドローン関連産業の技術開発の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ドローン」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。

2 この要綱において「ドローンフィールド」（以下「フィールド」という。）とは、ドローンを活用した市内企業の技術開発、市外企業の本市への立地の促進等のために、実証実験等の用に供する飛行場所で、第3条に定める場所をいう。

3 この要綱において「利用者」とは、第15条に定める市長の利用の承諾を受け、フィールドを利用する法人をいう。

4 この要綱において「事業計画認定企業」とは、千葉県所有型企业立地促進事業補助金交付要綱、千葉県賃借型企业立地促進事業補助金交付要綱又は千葉県累積投資型企业立地促進事業補助金交付要綱の規定による事業計画認定を受けた企業をいう。

(所在地)

第3条 フィールドの所在地は、次の表に定めるとおりとする。

フィールド名		所在地	備考
大和田調整池		千葉県緑区下大和田町 482番5他	調整池の一部
大高調整池		千葉県緑区大高町 35番5他	
農政センター	グラウンド	千葉県若葉区古泉町 535番1他	グラウンドの一部
	圃場	千葉県若葉区古泉町 543番2他	圃場の一部

(利用対象者)

第4条 フィールドを利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、ドローンに関する技術開発のための実証実験を行う者又はドローンを活用した事業を行う者若しくは行う予定のある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉県内に事業所を持つ法人（千葉県内に事業所を持たない事業計画認定企業を含む。）
- (2) 千葉県内に事業所を持たない法人にあつては、千葉県内への企業立地を検討する法人（千葉県内に事業所を持たない事業計画認定企業を除く。）
- (3) その他市長が認める法人

2 利用対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を認めない。

- (1) 法人の役員等（代表者、非常勤を含む役員、その支店又は営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。

- (3) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している。
- (4) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している。
- (5) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3 利用対象者は、前項各号のいずれかに該当する者を関係会社等（協力関係が数次にわたるときは、全ての関係会社を含む。）としないものとする。
- 4 利用対象者又は関係会社等が第2項及び前項の規定を満たしていない旨の情報提供があったときは、利用対象者又は協力会社等について、市長は所轄の警察署長等へ照会するものとする。

(フィールドの用途)

第5条 フィールドの用途は、ドローンの本体及び関連部品並びにドローンを活用したサービス等のドローン産業の技術開発及び研究開発を目的とした実証実験等とし、操縦訓練を目的とした利用は認めない。

(利用料)

第6条 フィールドの利用料は、無料とする。

(利用時間)

- 第7条 フィールドの利用は一日単位とし、一日当たりの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ドローンの飛行は日没前までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長があらかじめ利用時間を指定した場合は、指定した時間内での利用とする。

(利用できない日)

第8条 フィールドを利用できない日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (3) フィールドの管理運営上、利用できないとき。

(事前登録申込)

第9条 フィールドを利用しようとする者（以下「登録申込者」という。）は、あらかじめ「ちば電子申請サービス」により、市長に事前登録の申込みをしなければならない。

- 2 登録申込者は、事前登録に当たり、この要綱に定める事項の遵守を誓約のうえ申し込むものとする。
- 3 第1項の申込みには、次に掲げる書類を電子データとして添付し提出しなければならない。
 - (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (2) 既にドローンを活用した事業を行っている場合は、事業に関する書類（新規にドローンを活用した事業を計画している場合は、事業計画書等）
 - (3) 事業計画認定企業は、認定通知書の写し
 - (4) 法人の概要がわかるパンフレット等
 - (5) 操縦者等一覧表（様式第1号）及び確認書（様式第2号）又は技能認証の写し等
 - (6) 飛行させるドローンの一覧表（様式第3号）
 - (7) 第25条第1項第1号に該当する場合は、実績を証する書類（許可・承認証の写し）、同条第3項に該当する場合は確認書（様式第4号）
 - (8) 飛行させるドローンが賠償責任保険に加入していることを証する書類の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類

4 前3項の規定は、第4条第1項第3号に定める「その他市長が認める法人」には適用しない。

(登録の確定)

第10条 市長は、前条の登録の申込みを受けたときは、第4条の規定に該当するかどうかを確認し、支障がないと認めたときは、登録申込者に登録の確定を通知するとともに、登録番号の交付を行うものとする。

2 市長は、第4条の規定に該当するか確認し、支障があると判断した場合は、登録の申込みを差し戻しすることができる。

(登録事項の変更)

第11条 前条第1項の規定により登録の確定をされた登録申込者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、「ちば電子申請サービス」により、変更の届出を行わなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、内容を確認し、支障がないと認めたときは、登録事項の修正を行い、その旨を登録者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により申込みをしたとき。
- (2) この要綱及び航空法等の関係法令の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合、その旨を登録者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 登録者は、他人に登録番号を譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用の申込み)

第14条 フィールドの利用を希望する登録者(以下「利用申込者」という。)は、ドローン管制システム(AirMap)により利用の申込みを行うものとする。

2 利用の申込の期間(以下「申込期間」という。)は次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用申込者のうち、千葉市内に事業所を持つもの又は千葉市内に事業所を持たない事業計画認定企業の申込期間は、利用日の前日から起算して30日前から3開庁日前の日までとする。
- (2) 前号以外の利用申込者の申込期間は、利用日の前日から起算して15日前から3開庁日前の日までとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第4条第1項第3号に該当する者については、別途、市長が利用日の設定を行うものとする。
- (4) 利用日の前日から起算して2開庁日前までにフィールドを利用しようとする者がいなかった場合は、第1号又は第2号の規定及び第4項第1号又は第2号の規定にかかわらず、国家戦略特区推進課が特に支障がないと認めた場合、利用申込者は市長に利用の申込みができるものとする。

3 利用申込者は、次に掲げる書類をドローン管制システムによる利用の申込みとは別に、利用日の前日から起算して3開庁日前の日までに市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に該当する場合は、申込みと同時に提出するものとする。

- (1) フィールドの利用に当たり、航空法第132条の2の規定に該当する飛行となる場合は、無人航空機の飛行に係る許可・承認書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

4 一登録者当たりの申込期間における利用申込日数の上限は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第4条第1項第1号に規定する者については、5日を限度とする。

(2) 第4条第1項第2号に規定する者については、3日を限度とする。

(3) 第4条第1項第3号に規定する者については、市長と協議して定めるものとする。

(利用の承諾)

第15条 市長は、前条第1項の申込みを受けたときは、フィールドの利用予定等を確認し、支障がないと認めたときは、利用申込者に対し、利用の承諾を通知するものとする。なお、フィールドの利用の承諾は、申込みの順序により行うものとする。

2 市長は、フィールドの管理上必要と認めるときは前項の承諾に条件を付することができる。

(利用者に起因する利用の取消し)

第16条 利用者の都合で、フィールドの利用を取り消しする場合は、速やかに国家戦略特区推進課に連絡を行い、併せてドローン管制システムによる利用の申込みを取り消さなければならない。

(利用の中止及び利用承諾の取消し)

第17条 市長は、フィールドの管理上必要があると認めるときは、利用の中止の指示及び利用の承諾の取消しを行うことができる。

2 市長は、利用者から第14条第3項に規定する期日までに、同項に規定する書類の提出がなかった場合、利用の承諾の取消しを行うことができる。

3 利用の中止の指示及び利用の承諾の取消しに伴い、利用者に損害が発生した場合であっても、千葉市は、損害を補償する義務を負わないものとする。

4 利用者は市長から利用の中止の指示又は利用の承諾の取消しの通知があった場合、速やかにドローン管制システムによる利用の申込みを取り下げなければならない。

(利用に伴う鍵の貸出)

第18条 利用者は、フィールドの利用に当たり、フィールドの門扉の開閉を必要とする場合は、利用当日、下記により借り受けるものとする。

門扉の開閉を必要とするフィールド名	鍵の貸出及び返却方法
大和田調整池	門扉に設置のキーボックスの開錠用暗証番号を、国家戦略特区推進課より聞き取り、鍵を借り受ける。返却時には同ボックスへ鍵を返却する。
大高調整池	
農政センターグラウンド	農政センター事務室にて鍵を貸出及び返却する。

2 鍵の貸出は当日限りとし、貸出は午前8時30分から、返却は午後5時30分までとする。

(開始時及び終了時の連絡)

第19条 利用者はフィールドの利用開始時及び終了時には、千葉市に連絡を行うものとする。

2 利用者は、前項の連絡と合わせてドローン管制システムにおいて、利用開始時に利用状況が表示されていることを確認し、利用終了時には非表示の手続を行うものとする。

(利用区域)

第20条 利用者が利用できる区域は、別図1から3に定めるとおりとし、いかなる場合であっても逸脱してはならない。

ただし、市長が安全管理上、支障がないと認めたときはこの限りでない。

(飛行高度)

第21条 利用者は、フィールド毎に以下に定める飛行高度の上限を超えて飛行させてはならない。

ただし、市長が安全管理上、支障がないと認めたときはこの限りではない。

フィールド名		飛行高度の上限
大和田調整池		地表から50mまで (別図1のとおり)
大高調整池		地表から10m又は5mまで (別図2のとおり)
農政センター	グラウンド	地表から50m又は15mまで (別図3のとおり)
	圃場	地表から30mまで (別図3のとおり)

2 第25条第3項に該当する機体の飛行高度の上限は、前項の規定によらず、同項で定める利用方法における利用可能な高度までとする。

(飛行方法)

第22条 フィールドでの飛行方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、航空法第132条の2ただし書の承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 日中(日出から日没まで)に飛行させること。
- (2) 目視(直接肉眼による)範囲内でドローンとその周囲を常時監視して飛行させること。
- (3) 爆発物等の危険物を搭載しないこと。
- (4) 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること。
- (5) ドローンから物を投下しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、夜間(日没から日出まで)の飛行又は危険物を搭載した飛行については、航空法第132条の2ただし書の承認を得た場合であっても認めないものとする。

(操縦者の資格)

第23条 ドローンの操縦者は、国土交通省が定める無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領2-2(6)の基準と同等な者とする。

(補助者の配置)

第24条 利用者はドローンの飛行中は、安全を確保するため、飛行経路全体が見える位置、飛行可能空域と飛行しているドローンの位置関係が分かる位置及び第三者の立入りのおそれがある位置に補助者を配置するものとする。

2 補助者はドローンの飛行状況、飛行経路、飛行高度、周囲の気象変化等を常に監視し、ドローンがフィールドごとに規定している飛行ルールを逸脱するおそれのある場合は操縦者に伝達及び指示をするほか、飛行経路の周辺に第三者の接近を確認した場合は、操縦者へ注意喚起を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助者を配置しない目視外飛行として、航空法第132条の2ただし書きの承認を得た場合は、この限りではない。

(利用できる機体)

第 25 条 利用できる機体は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 航空法第 132 条及び第 132 条の 2 の規定に基づく許可・承認実績のある機体
 - (2) 国土交通省ホームページにおいて公表されている無人航空機のうち、資料の添付を省略することができる無人航空機
- 2 前項の利用できる機体は、次の各号のすべての機能を保有するものとする。
- (1) ジオフェンス機能
 - (2) 緊急時に操縦者の元に自動帰還する機能
 - (3) 機体を強制的に停止させ落下させる機能
- 3 前 2 項に該当しない機体を利用する場合は、別図 1 から 3 にて定める飛行可能区域内の立入可能区域において地面とドローンをワイヤー等で係留し、飛行可能区域から逸脱しない飛行とすること。なお、ワイヤー等の長さは、地面とワイヤー等の接地点から飛行可能区域境までの最短距離以下とする。
- 4 燃料を動力源とするドローンの飛行は、航空法第 132 条及び第 132 条の 2 の規定に基づく許可・承認にかかわらず認めない。

(安全管理)

第 26 条 利用者は、フィールドの利用に当たり、第三者、物件又は関係者に対する安全を確保するため、次に掲げる安全対策を適切に行わなければならない。

- (1) 飛行前に、気象（機体の仕様上設定された飛行可能な風速等）や機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状況であることを確認すること。
- (2) 飛行にあたっては、第 25 条第 2 項に定める機能が適切に作動することを予め確認した上で飛行を開始すること。
- (3) ドローンの取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生する等、ドローンを安全に飛行させることが出来なくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。
- (4) 利用者は飛行経路に第三者が接近する状況が生じた場合、第三者と安全な距離を保った飛行をし、又は飛行を中止させるなど、操縦者に安全管理を十分行わせること。
- (5) 機体については、接触した際の危害を軽減する構造とすること。
- (6) 調整池のフィールドでは、フィールド及びその周辺で降雨が確認され、又は予測される場合は、増水の危険性があることから、速やかに利用を中止し、調整池から退去すること。
- (7) 消防ヘリコプター等の緊急着陸場に指定されているフィールド及び隣接するフィールドは、次表のとおりとし、消防ヘリコプター等の接近が確認された場合は、利用者は速やかにドローンの飛行を中断し、千葉県職員の指示に従うこと。

項目	フィールド名
緊急着陸場に指定されているフィールド	農政センター グラウンド
隣接するフィールド	農政センター 圃場

- (8) 利用者は、フィールドの利用中、ヒヤリハットの事例が生じた場合、様式第 5 号により国家戦略特区推進課に提出すること。

(緊急時の対応)

第 27 条 利用者は、フィールドの利用に起因して、第三者、物件若しくは関係者に損害を与え、又は事故等が生じた場合、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに国家戦略特区推進課に報告し、その指示に従わなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 利用者は、フィールドの利用に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、千葉市が代わって損害の賠償又は補修等をした場合は、利用者は千葉市に対して当該賠償額の補償をしなければならない。

3 フィールドの利用に起因して、第三者又は関係者から苦情が生じた場合は、利用者は全ての責任において苦情処理等の必要な措置を講じなければならない。

(注意事項)

第 29 条 利用者は、フィールドの利用に当たり、次に掲げる事項を関係者等に周知し、適切に利用しなければならない。

- (1) 第 5 条に規定するフィールドの用途以外の行為を行わないこと。
- (2) 植生に影響を与える利用はしないこと。
- (3) 利用承諾時間を越えて利用しないこと。
- (4) 利用者及び関係者以外の第三者に利用させないこと。
- (5) 航空法等の関係法令に違反する行為を行わないこと。
- (6) フィールドを利用する時は、事前登録及びフィールドの利用承諾を受けていることがわかるものを常時携帯し、提示を求められたときはそれに応じること。
- (7) 騒音の抑制等、周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- (8) 撮影により、第三者のプライバシーを侵害するおそれがないように利用すること。
- (9) 利用に当たっては、フィールド施設、樹木等の破損及び事故等のないよう十分な管理をすること。
- (10) 許可なく工作物を設置しないこと。
- (11) 利用後は速やかに原状回復及び清掃をし、ごみ等を放置しないこと。
- (12) 施錠が必要なフィールドにおいては、利用終了後、施錠を確実に実施すること。
- (13) 指定された駐車場所以外に駐車しないこと。
- (14) 物品販売等の営利行為は禁止すること。
- (15) 火器類の使用は禁止すること。
- (16) フィールド内は全て禁煙とすること。
- (17) みだりに利用の申込みと取消しを繰り返してはならないこと。
- (18) フィールドの利用に当たっては、千葉市の指示に従うこと。

(その他の事項)

第 30 条 この要綱の施行について必要な事項は、千葉市総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 28 日から施行する。

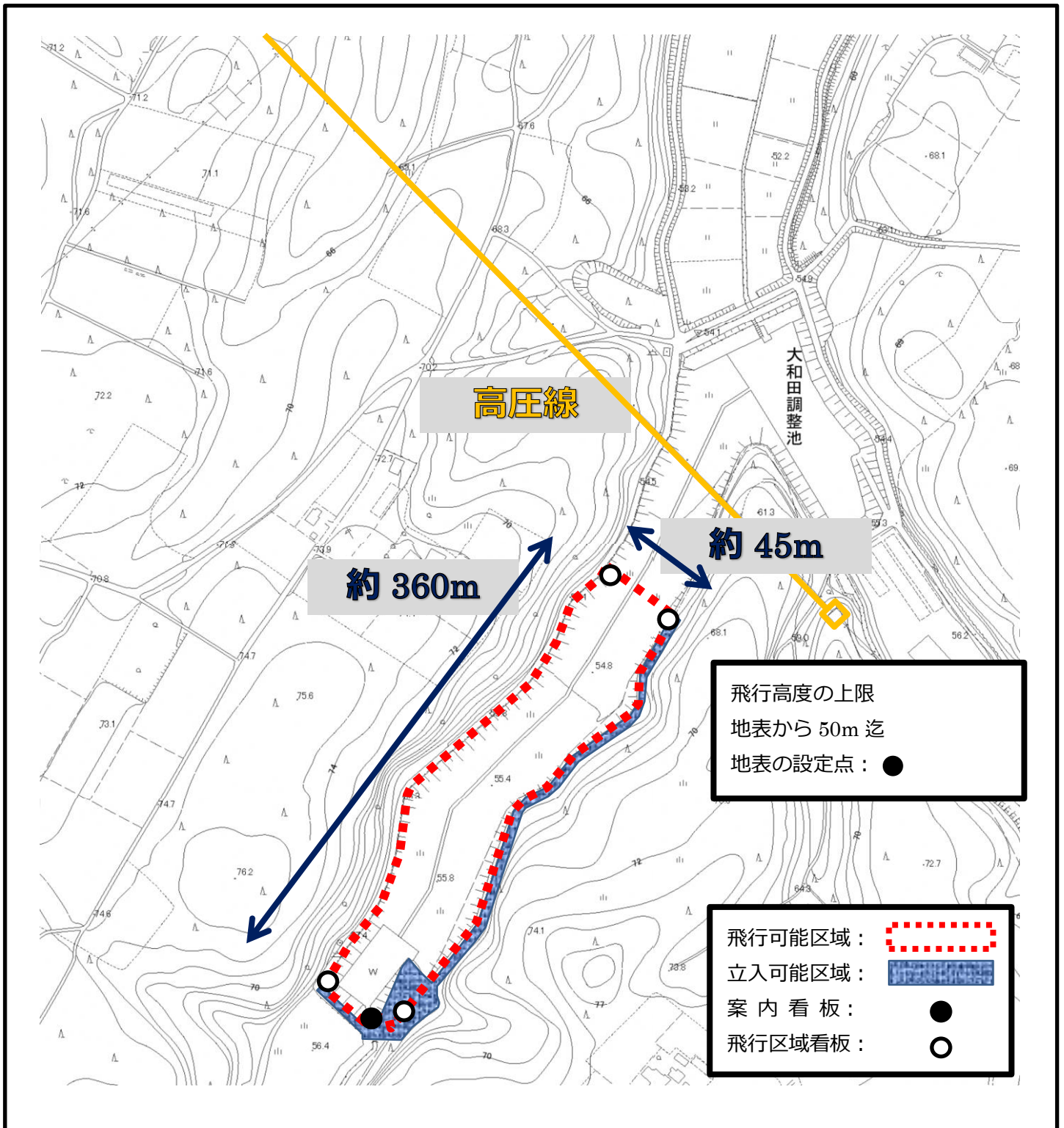
附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

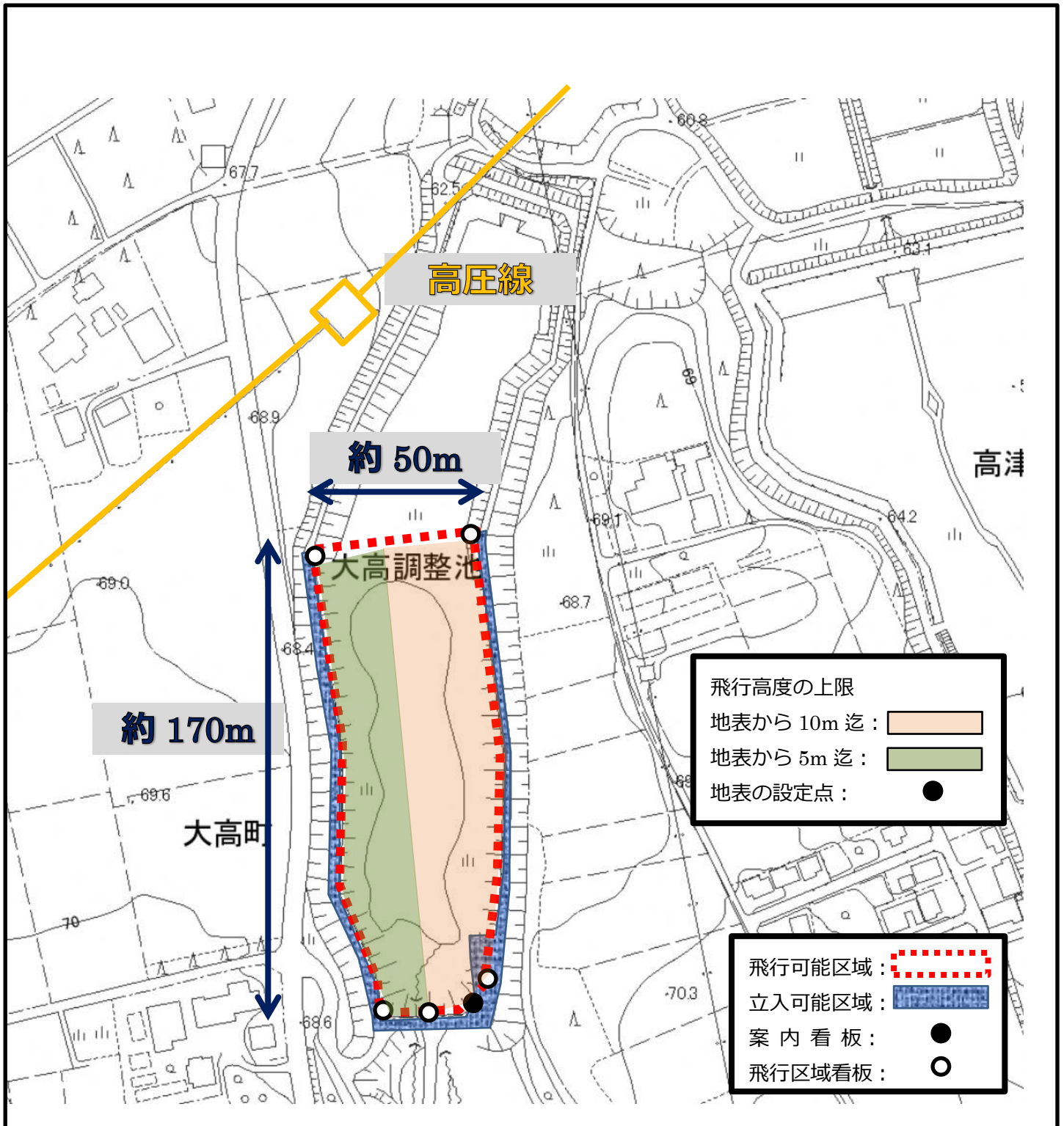
別図 1 (大和田調整池)



(1) 飛行可能区域とは、ドローンの飛行が可能な区域のことをいう。

(2) 立入可能区域とは、ドローンの飛行に伴い利用者が立入りし実証実験に利用可能な区域のことをいう。

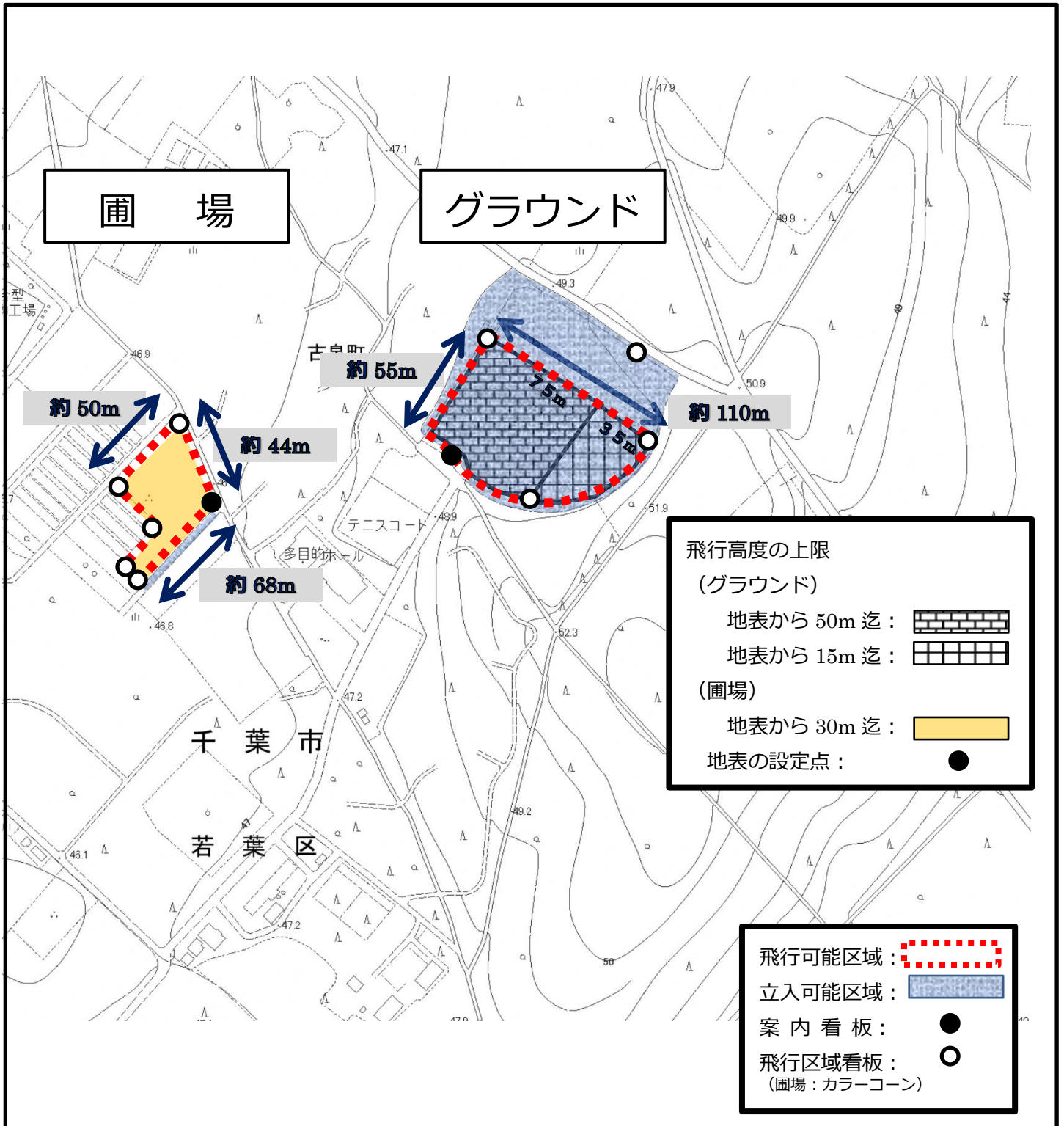
別図 2 (大高調整池)



(1) 飛行可能区域とは、ドローンの飛行が可能な区域のことをいう。

(2) 立入可能区域とは、ドローンの飛行に伴い利用者が立入りし実証実験に利用可能な区域のことをいう。

別図3 (農政センター)



(1) 飛行可能区域とは、ドローンの飛行が可能な区域のことをいう。

(2) 立入可能区域とは、ドローンの飛行に伴い利用者が立入りし実証実験に利用可能な区域のことをいう。

様式第 1 号

利用者（法人）名	
----------	--

操縦者一覧表

NO	氏 名	住 所	資格確認資料
1			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
2			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
3			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
4			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
5			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
6			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
7			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
8			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
9			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し
10			<input type="checkbox"/> 確認書（様式第 2 号） 又は <input type="checkbox"/> 技能認証の写し

※資格確認資料として、以下のいずれかの書類を添付し、上記資格確認資料欄にチェックを入れること。

- 1) 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（確認書）
- 2) 無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準を制定している団体等が技能認証を行っている場合は、当該認証を証する書類の写し（技能認証の写し等）

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「〇〇 〇〇」は、国土交通省「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の4-2に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
能力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否	
	遠隔操作の機体※1	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降 	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦の機体※1	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体※1	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否 / <input type="checkbox"/> 該当せず	

年 月 日

飛行を監督する

責任者の所属・氏名

印

※1 遠隔操作を行う場合には「遠隔操作の機体」の欄に、自動操縦を行う場合には「自動操縦の機体」の欄にそれぞれ記載すること。遠隔操作及び自動操縦ともに行う場合には双方の欄に記載すること。

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

飛行させるドローンの一覧表

No.	製造者	名称 (型式)	機体の条件確認 ※
1			<input type="checkbox"/> 許可承認実績がある機体 <input type="checkbox"/> 国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 (未改造での使用) <input type="checkbox"/> 上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可)
2			<input type="checkbox"/> 許可承認実績がある機体 <input type="checkbox"/> 国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 (未改造での使用) <input type="checkbox"/> 上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可)
3			<input type="checkbox"/> 許可承認実績がある機体 <input type="checkbox"/> 国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 (未改造での使用) <input type="checkbox"/> 上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可)
4			<input type="checkbox"/> 許可承認実績がある機体 <input type="checkbox"/> 国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 (未改造での使用) <input type="checkbox"/> 上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可)
5			<input type="checkbox"/> 許可承認実績がある機体 <input type="checkbox"/> 国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 (未改造での使用) <input type="checkbox"/> 上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可)

※ドローンごとに以下の3条件のうちから1つを選択し、選択した条件に必要な書類を添付すること。

許可承認実績がある機体 :

国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を過去に受けている機体を使用する場合は、
 にチェックを入れ、根拠となる許可承認証の写しを添付すること。

国交省ホームページ記載された資料の添付を省略できる機体 :

国交省HPにおいて公表されている無人航空機のうち、資料添付を省略することができる機体を
未改造で使用する場合のみ、 にチェックを入れること。

上記以外 (係留装置をつけた飛行のみ可) :

上記以外のドローンは にチェックを入れ、確認書 (様式4号)を添付すること。

係留装置を付けた飛行とは以下の飛行方法のことを指すものとする。

- (1) 係留装置を付けた飛行とは、ワイヤー等による係留装置でドローンを地面と係留し、飛行可能区域から逸脱しない飛行方法のことをいう。
- (2) 係留装置をつけたドローンの利用可能高度はワイヤー等の長さ迄とする。なお、ワイヤー等の長さは、地面とワイヤー等の接地点から飛行可能区域迄の最短距離以下とする。

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の取得実績が無い場合、ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

飛行させるドローンの一覧表（様式第 3 号） の行番号（No.）	
重量※	

※最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合は、確認した際の重量を記載すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	□適 / □否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	□適 / □否
	無人航空機を飛行させる者がバッテリーの状態を確認できること。	□適 / □否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否 / □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否 / □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーターを停止できること。	□適 / □否 / □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	□適 / □否 / □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	□適 / □否 / □該当せず
自動操縦の機体	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否 / □該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否 / □該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否 / □該当せず

最大離陸重量が 25kg 以上の無人航空機については、以下についても確認を行うこと。

確認事項	確認結果
「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の 4-1-2 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の基準に適合しているか。	□適 / □否

様式第5号

平成 年 月 日

ヒヤリハット報告書

事前登録番号 _____

法人名 _____

担当者 _____

連絡先 _____

Eメール _____

いつ	平成 年 月 日
どこで	
だれが	
どうした	
どうして	
これから	(どういった対応が必要と感じたかを記載してください。)
状況 略図	